

表題写真　:河川敷の彼岸花

▼INDEX▼

■【内部監査情報】
・2026年度内部監査（学生の修学支援等に関する監査）を実施します
■【監事監査情報】
・「2026年度監事監査計画」について
■【連載企画　：　AUDIT QUEST】
・競争的研究費の監査の留意点
■【Audit Cafe】
・47 都道府県コンプリート達成！！



内 部 監 査 情 報

・2026年度内部監査（学生の修学支援等に関する監査）を実施します。

いよいよ10月8日から「学生の修学支援等に関する監査」が始まります。本監査では、留学生の受入れ拡大や修学支援制度の多様化・複雑化が進むなか、主に奨学金支給に関連する業務や、外国人留学生の受入れ手続きに関する業務が、適正かつ効果的に行われているか等について、監査を実施します。

監査対象となった部局等におかれましては、日々の業務でお忙しいこととは存じますが、内部監査の実施にご協力のほどよろしくお願いいたします。また、今回は監査対象にはなっていない部局の方々におかれましても、規程やマニュアル等を改めてご確認いただければと思います。

【内部監査計画・報告】の詳細は、コチラ↓

https://www.bureau.tohoku.ac.jp/audit/2-2index.html



監 事 監 査 情 報

・「2026年度監事監査計画」等について

監事監査は、国立大学法人法、本学監事監査規程及び監事監査実施細則等に基づき、本学の業務の適正かつ効率的な運営を確保するために実施されます。

「2026 年度監事監査計画書」は 7 月 1 日に決定され、以下のとおり業務全般の監査が予定されております。

業務全般	
①	関係法令、業務方法書、規程及び規則等の整備状況及び実施状況
②	中期計画の実施状況
③	予算の設定方法等計画策定の方法
④	学部等に固有の具体的事項の実施状況
⑤	教育及び研究の実施状況
⑥	組織運営及び人事管理状況
⑦	決算の状況
⑧	予算の執行及び資金運用の状況
⑨	病院管理者の業務の法令適合状況
⑩	上記に掲げるもののほか必要な事項

また、上記及びその関連業務のうち、次の事項が重点事項とされております。

重点項目	
①	第 4 期中期目標・中期計画及び国際卓越研究大学の体制強化計画の実施状況等について
②	内部統制システムの運用状況について
③	研究費の不正使用防止及び研究活動における不正行為防止に対する対応状況について
④	東北大学ベンチャーパートナーズ株式会社（THVP）の調査について
⑤	大学病院の運営状況等について
⑥	資金運用管理の実施状況等について
⑦	監事監査における監事意見のフォローアップについて
⑧	その他

《部局監査について》

今年度は、重点事項①「第 4 期中期目標・中期計画及び国際卓越研究大学の体制強化計画の実施状況等について」の監査の一環として、10 学部・研究科を対象とした部局監査が実施されます。

部局監査では、「第 4 期中期目標・中期計画における部局の進捗状況」及び「国際卓越研究大学の体制強化計画における部局の取組状況」に加え、部局の将来構想や、その実現に向けた短期的・中長期的な課題及び対応、部局独自の取組などについて確認される予定です。監査は、研究科長及び事務（部）長にご対応いただき、監査事項についてのヒアリングと、監事との意見交換により実施されます。

今回の部局監査では、各計画の進捗状況を確認するだけでなく、各部局が描く将来構想やその実現に向けた課題などについて、監事が部局長及び事務部長（事務長）から直接状況を伺い、意見交換を行うこととされております。

監事監査へのご協力のお願い

監事は、本学の業務運営の状況等を把握するため、重要な会議への出席のほか、必要に応じて役員、副学長等、部局長及び職員との面談の機会を設け、質問し、説明や資料の提供を求めることがあります。

今回の部局監査をはじめ、監事から説明や資料の提供等をお願いする場合には、監査の趣旨を踏まえ、所管する業務や取組の状況等についてご説明いただくなど、監事監査が円滑かつ効果的に実施されるよう、ご理解とご協力をお願いいたします。

《参考》

《国立大学法人東北大学監事監査規程（一部抜粋）》

（監査の対象）

第 3 条　監査は、業務全般について実施するものとする。

（監査の事務補助及び協力）

第 6 条　監査が円滑かつ効率的に実施されるよう、監査室の職員は、監査に係る事務を補助するものとする。

（役職員等への質問）

第 9 条　監事は、必要に応じ、役員（監事を除く。以下同じ。）、運営方針委員及び職員に質問し、又は説明若しくは資料の提出を求めることができる。

2　役員、運営方針委員及び職員は、監事が行う監査に協力しなければならない。

《国立大学法人法（一部抜粋）》

（役員の職務及び権限）

第十一条

6　監事は、国立大学法人の業務を監査する。この場合において、監事は、文部科学省令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

7　監事は、いつでも、役員（監事を除く。）及び職員に対して事務及び事業の報告を求め、又は国立大学法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

8　監事は、国立大学法人がこの法律又は準用通則法の規定による認可、承認、認定及び届出に係る書類並びに報告書その他の文部科学省令で定める書類を文部科学大臣に提出しようとするときは、これらの書類を調査しなければならない。

9　監事は、その職務を行うため必要があるときは、国立大学法人の子法人（国立大学法人がその経営を支配している法人として文部科学省令で定めるものをいう。）に対して事業の報告を求め、又はその子法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

【監事監査計画書】の詳細は、コチラ↓

……

https://www.bureau.tohoku.ac.jp/audit/plan_report/3-5R8kanjikansa_plan.pdf

……

連 載 企 画



勇者ずんだもち男率いる仙台名物のパーティーが、学内の様々な難題に立ち向かって監査クエストをクリアしていくコーナー。一緒に立ち向かえば、業務 Lev.がアップする事間違いなし！
「初めて知った！」、「へーそんだ～！」、「確かにそうだった！」に出会えるコーナー。
第3回目のクエストは、**「競争的研究費の監査の留意点」**です。

NowLoading NowLoading NowLoading NowLoading NowLoading NowLoading NowLoading NowLoading


ずんだもち男

始まりましたな、オウディットクエスト。勇者のずんだもち男ですよ。私と一緒に、次々と現れる敵（学内の様々な難題）と戦いながら、一緒に Lev.アップを目指しましょう。新しい制度や内部監査の際に指摘されることが多いテーマも積極的に取り扱っていくので、ベテラン事務職員の方も改めて確認してくれると嬉しいですな。
さて、今日は「競争的研究費の監査の留意点」を攻略しますよ。

「競争的研究費の監査」は、7月～8月にかけて全8部局の往査が終了しました。対象部局の皆様には、お忙しいところ、ご協力いただきましてありがとうございました。

今回は、科研費等の競争的研究費を執行する際に注意が必要な点について、事例をもとにいくつか紹介してみたいと思います。競争的研究費の執行ルール上、直ちに不適切とはなりませんが、説明責任の観点から理由などを整理しておく必要がある事項をピックアップしてみましたので、監査の対象部局とならなかった皆様も是非、ご確認ください。

① 最終年度の科研費で、1月に大型装置を購入していた。

最終年度の後半に大型装置等の高額な物品を購入することがあるかもしれませんが、研究期間が残りわずかになってからの購入のため、「予算を消化するための購入ではないか」、「次年度以降に別の研究で使用するための購入ではないか」という疑念が持たれやすくなります。そのため、「なぜこの時期の購入になったのか」、「残りの期間で本当に研究成果に活用できたのか」という点について整理しておく必要があります。

また、年度の後半は納期の遅れにより「年度内に納品が間に合わない」というリスクもあり、当該大型装置を使用した研究成果を得ることが困難となることも想定されます。最終年度の後半に購入する場合は、その点にも留意の上、購入の必要性や残りの研究期間での活用計画を具体的に説明できるよう記録を残すようにしてください。

② 研究成果発表のため、５月に参加した学会の旅費を当年度の新規課題で支出していた。

競争的研究費を使用して出張する場合は、その出張が当該研究遂行のために必要なものでなければなりません。情報収集のための学会参加であれば、早期に行うこともあるかと思いますが、成果発表のための参加の場合、採択されてから研究成果発表までの期間が短い場合は、本当にその研究課題の成果なのかを研究者に確認し、説明責任が果たせるようにしておいてください。

特に、前年度のうちに学会参加登録が行われていた場合には、当年度の新規採択課題ではなく他の研究課題の成果発表ではないかと疑念を持たれてしまいますので注意が必要です。

③ 成果発表のための論文の謝辞欄に課題番号が記載されていなかったが、記載漏れである旨の理由書を添付し、科研費で論文掲載料を支払っていた。

科研費で研究成果を発表する場合には、科研費により助成を受けたことを必ず表示し、論文のAcknowledgment（謝辞）又は所定の箇所に、「JSPS KAKENHI Grant Number JP8桁の課題番号」を必ず含めることになっているため、支出の際には論文に記載されている課題番号をよく確認する必要があります。

この場合、ただ単に「課題番号の記載が漏れてしまった」ということだけではなく、本当に当該課題に係る成果発表のための論文なのかということを研究者に確認し、説明責任が果たせるようにしてください。特に新規に採択された研究課題で早期に論文を投稿している場合は②のケースと同様、短期間での成果発表についての説明責任が問われます。

また、論文に係る英文校正料を支出する際についても同様です。校正の段階では謝辞の欄が記載されていない原稿が提出されてくることもあると思いますが、特に新規の課題で支出する場合は必ずその研究課題の成果であることを確認したうえで支出するようお願いします。

最後に、『科研費ハンドブック』には、研究費の使用および説明責任について以下のように明記されています。

〇研究代表者や研究分担者は、補助事業者として、その経費支出に関する判断や使途に関する説明責任を負います。
〇研究費の使用に当たっては、使用ルールや所属する研究機関が定めるルールに従って使用することは元より、科学研究のために交付されている直接経費から支出することが社会通念に照らし妥当であるか、直接経費使用の優先度として適当かといった点も考慮してください。

（科研費ハンドブック（研究者用）より抜粋）

≪参考：日本学術振興会HP≫科研費ハンドブック（研究者用）

ルール上で明確にダメなわけではないとなると、ついつい確認が疎かになってしまいがちですが、研究費の執行においては、常に「第三者へ客観的な説明ができるか」という視点が求められます。理由や経緯を明確に残しておくことは、万が一の確認の際に研究者と研究成果を守ることにもつながります。ルールを守ることだけではなく、支出の妥当性をしっかり説明できるようにしておくことを念頭に、研究費を執行していただければと思います。



ずんだもち男

さてさて、今日は「競争的研究費の監査の留意点」を攻略しましたね。これでまた業務 Lev.が上がったと思いますよ。往査にご協力いただいた部局の皆様も、本当にお疲れ様でした。『ルール上 OK だから大丈夫』で終わらせず、妥当性をしっかり説明できる記録を残しておくことが、適正な研究費執行の第一歩ですな。
では、今回の内容もしっかり記録して、また次のクエストに進みましょうかね。

ToBeContinued ToBeContinued ToBeContinued ToBeContinued ToBeContinued ToBeContinued

Audit Cafe

毎月、監査室のスタッフが交代で「つぶやく」このコーナー！
今回のつぶやきは、「47 都道府県コンプリート達成！！」と言うお題のようです。
いったいどんな話になることやら・・・。

テレビの改編期になると増える特番。街行く人に「あの頃聴いていたドラマソングは？」「背中を押された曲は？」と問いかけるインタビューを見ながら、街頭インタビューに応じる人々の表情を見ていると、誰の人生の背景にも、その時々を彩る音楽が流れていたのだなあと深く納得させられます。



そんな音楽の力を実感する出来事は、わが家のリビングでも。最近の息子との会話といえば、もっぱら音楽の話。「この曲すごくいいんだよ」「特にこの歌詞のここが刺さる」と、最新のヒットソングから昭和の名曲まで熱っぽく語ってくれます。今や世界中の音楽が瞬時に手に入る時代。短時間で曲の良し悪しを判断するため、最近の曲は「イントロ（前奏）がどんどん短くなっている」なんて話も耳にします。時代といえばそれまでですが、イントロの数秒間に込められた世界観やメロディーの美しさに惹かれてきた世代としては、少し寂しさも感じてしまいます。考えてみれば、私は昔から完全に「メロディ派」。好きな推しバンドが歌う曲も、〇国語で何を言っているのか意味は全く理解できないまま、そのメロディーとサウンドの心地良さだけで何度もリピートして聴いています。言葉で聴く息子と、メロディーで感じる私。歌詞のストーリー性に心を寄せる息子の楽しみ方も素敵だし、音の波に身をゆだねる私の楽しみ方も捨てがたい。好きな音楽へのアプローチは違っても、一曲の音楽が親子の会話を豊かにしてくれる事実は、いつの時代も変わらない音楽の持つ力なのかもしれません。



さて、昨年 4 月の Audit Café ～趣味の目標『47 都道府県コンプリート』を計画中です（現在 38 制覇）～から 1 年・・・ついにコンプリートしました！記念すべきラストを飾ったのは宮崎県。現地では気心の知れた親友たちと香ばしい炭火地鶏と名物の本格焼酎で賑やかに祝杯をあげました。



達成感と美味しいお酒、そして最高の友人たちと囲むテーブルは、まさに至福の時間でした。宴の席で「次は全国の島巡りなんてどう？」とワクワクする提案をもらったのですが、あいにく船酔い体質にて💦断念。次に「子供の頃に訪れた場所を、大人になったいま改めて巡ってみる」という新たな旅のご提案をいただきました。修学旅行で行った歴史ある街や、家族旅行で訪れた思い出の風景も、大人になった今の視点で歩き直してみたら、きっと全く違う発見や感動があるはず・・・？そんな期待を込めて、2 周目の旅に出かけようと思います。

今年も早くも残り 3 か月。監査室では 10 月から「修学支援等に関する監査」、11 月から「標準会計監査」、「フォローアップ監査」が始まります。また、「監事監査」の部局往査、「会計監査人監査」も始まります。全ての監査は、対象となっている皆様のご協力が不可欠です。お忙しいところ恐縮ですが、ご対応方どうぞよろしくお願い致します。

忙しさで思考がフリーズしてしまいそうな日もありますが、そんな繁忙期の救世主が「音楽」です。疲れた心身をそっと癒やしてくれたり、もう一踏ん張りするためのエネルギーをくれたり、絡まった頭の中をクリアに澄み渡らせてくれたり……。皆さんも音楽で癒され、気持ちを奮起させながら、これからの繁忙期も軽やかなテンポで乗り切っていきましょう！



季節の変わり目となりますので、皆様もどうぞお身体には気をつけてお過ごしください。

監査室　Yuming



最後までお読みいただきまして誠にありがとうございました。
引き続き、「おうでぃっとめーる」をどうぞよろしくお願い申し上げます。
バックナンバーは、監査室 WEB ページをご覧ください。

◆その他、各種お問い合わせは…

【電話でのお問い合わせ】
東北大学監査室
022-217-4874（監査室長：荒澤）
022-217-5680，4880（桜井、佐々木、齋藤、南部、河村、神）

【メールでのお問い合わせ】
東北大学監査室
kansa@grp.tohoku.ac.jp



メールマガジンの一部または全部を無断転載することを禁止します。
© 2010 Audit Office Tohoku University